

# 遊漁者ができる

海に親しむ  
皆様へ



アバサンゴ

# 4つのこと

沖縄県漁業調整規則により遊漁で使える漁具・漁法は限られています。  
水産業振興と水産資源保護へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

**1** 船を使わない投網  
たも網・さで網



たも網



さで網

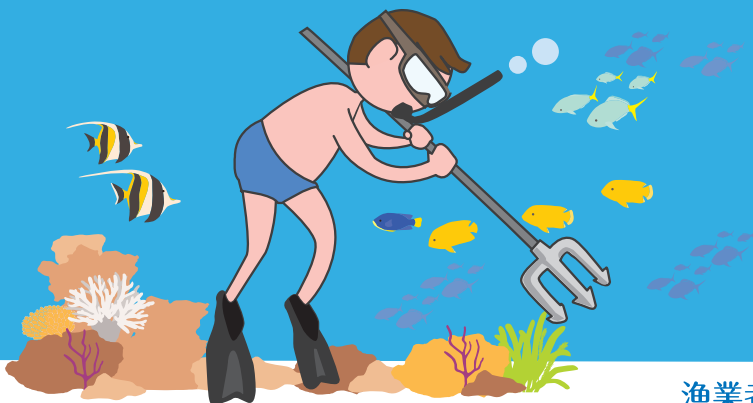
**2** 手づかみ  
は具(スコップや熊手など)



**3** 集魚灯を使わない釣り  
ひき縄



**4** 発射装置が  
付いていないやす



遊漁者ができない  
ことの一例

水中銃

潜水器具

漁業権の対象となっている海藻類、貝類、  
水産動物(ウニ類・イセエビ類など)は  
採らないでください。

漁業者の操業を妨げないようにお願いします。

沖縄県

農林水産部水産課漁業管理班：098-866-2300

宮古農林水産振興センター農林水産整備課漁港水産班：0980-72-2365

八重山農林水産振興センター農林水産整備課漁港水産班：0980-82-2342